

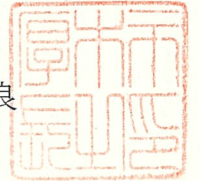
厚木市告示第 46 号

令和 2 年度労働報酬下限額の一部変更について

厚木市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 3 年 3 月 1 日以降の令和 2 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,802	普通船員	2,712
普通作業員	2,430	潜水士	4,568
軽作業員	1,710	潜水連絡員	3,195
造園工	2,375	潜水送気員	3,083
法面工	2,892	山林砂防工	3,027
とび工	3,150	軌道工	5,108
石工	3,072	型わく工	2,948
ブロック工	2,825	大工	2,880
電工	2,667	左官	3,027
鉄筋工	2,915	配管工	2,510
鉄骨工	2,892	はつり工	2,825
塗装工	3,285	防水工	3,095
溶接工	3,600	板金工	3,140
運転手(特殊)	2,880	タイル工	—
運転手(一般)	2,442	サッシ工	2,847
潜かん工	3,420	屋根ふき工	—
潜かん世話役	4,028	内装工	3,207
さく岩工	3,477	ガラス工	2,892
トンネル特殊工	3,680	建具工	2,735
トンネル作業員	2,790	ダクト工	2,487
トンネル世話役	3,792	保温工	2,555
橋りょう特殊工	3,387	建築ブロック工	—
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,588
橋りょう世話役	3,915	交通誘導警備員A	1,745
土木一般世話役	2,925	交通誘導警備員B	1,565
高級船員	3,432		

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※ 見習い労働者等の労働報酬下限額は、1,045円とする。